



沖地最審第3号
令和6年8月7日

沖縄労働局長
柴田 栄二郎 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）
沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）
沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）
沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）